

小美玉市 令和元年度 決算に基づく 健全化判断比率 の状況		比率 の 状況	実質赤字比率 (早期健全化基準) (%) — (12.94)	実質公債費比率							
				区分	決算額 (単位:千円、%)			令和元年度の内訳			
					平成29年度	平成30年度	令和元年度				
実質赤字比率				区 分				令和元年度の内訳			
区 分		決算額(単位:千円、%)		公債費充当一般財源等額 (繰上償還額、公営企業債償還額及び満期一括地方債の元金に係るものを除く)			(3)の内訳(上位事業及びその他)		決算額(単位:千円)		
繰上充用額	(A)	—		満期一括地方債の一年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等	(2)	0	0	0	水道事業会計	50,780	
支払繰延額	(B)	—		公営企業債の財源に充てたと認められる繰出金	(3)	805,478	861,968	901,555			
事業繰越額	(C)	—		一部事務組合等の起こした地方債の償還に充てたと認められる補助金又は負担金	(4)	59,414	50,123	8,569	下水道事業特別会計	690,054	
標準財政規模	(D)	13,052,802		債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの	(5)	0	0	0			
実質赤字比率 ((A)+(B)+(C)) / (D)				—				(5)の内訳(上位事由及びその他)			決算額(単位:千円)
連結実質赤字比率		資金不足比率		実質公債費比率 (C)/3			7.6				
区 分		決算額 (単位:千円・%)		(単位:%)		将来負担比率					
実質収支	一般会計等	一般会計	(1)	740,423	将来負担額	区 分			左 の 内 訳		
		壺園事業会計	(2)	1,913		令和元年度末一般会計等の地方債現在高			(1)	27,335,087	(3)の内訳(上位事業及びその他)
水道事業会計	(4)	782,193	債務負担行為に基づく支出予定額	(2)		0	水道事業会計	379,461			
法適用事業	(5)	—	一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に対する一般会計等負担見込額	(3)		12,128,213	下水道事業特別会計	8,916,036			
法非適用事業	(6)	—	組合等の地方債の元金償還に対する当該団体の負担見込額	(4)		8,766	農業集落排水事業特別会計	2,682,301			
法適用事業	(7)	—	退職手当支給予定額のうち一般会計等負担見込額	(5)		3,048,076	戸別浄化槽事業特別会計	150,415			
法非適用事業	(8)	—	設け法人の債務等に対する一般会計等負担見込額	(6)		0					
法適用事業	(9)	177,657	—	連結実質赤字額		(7)	0				
法非適用事業	(10)	6,074	—	組合等の連結実質赤字額相当額のうち当該団体の一般会計等の負担見込額		(8)	0				
法非適用事業	(11)	2,882	—	令和元年度末の充当可能基金現在高		(9)	6,662,041				
法非適用事業	(12)	—	—	特定の歳入見込額		(10)	1,116,209				
実質収支	その他特別会計	国民健康保険特別会計(事業勘定)	(13)	47,747		地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	(11)	27,715,928	(6)の内訳(上位団体及びその他)		決算額(単位:千円)
		国民健康保険特別会計(直診勘定)	(14)	9,539	小計 (将来負担額-(9)~(11))	(A)	7,025,964				
		後期高齢者医療保険特別会計	(15)	1,321	標準財政規模	(12)	13,052,802				
		介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	(16)	1,333	災害復旧費等に係る基準財政需要額	(13)	1,662,888				
		介護保険事業特別会計(サービス事業勘定)	(17)	353	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	(14)	495,822				
連結実質赤字額 ((1)~(17)) ※		(A)	0		密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金	(15)	1,751	将来負担比率			
標準財政規模		(B)	13,052,802		小計 (標準財政規模(12)-算入公債費等(13)~(15))	(B)	10,892,341	(A)/(B)×100	64.5		
連結実質赤字比率 (A)/(B)×100		—									

※平成30年度は、全ての会計において黒字となっているため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率・資金不足比率は—表示になっています。